目　次

過去問全肢解析講座テキスト

序章 公的年金制度の沿革と仕組み 1 2

第1項 公的年金の沿革 …… 3

過去問全肢解析講座テキスト

第1章 総　則 9 2

第1項 目的、権限の委任等 …… 11
第2項 定義 …… 20

過去問全肢解析講座テキスト

第2章 被保険者等 27 8

第1項 被保険者の種類 …… 29
第2項 資格の得喪 …… 40
第3項 期間計算等 …… 48
第4項 届出 …… 50
第5項 国民年金手帳等 …… 71
演習問題 ／ 76

過去問全肢解析講座テキスト

第3章 費用の負担 81 34

第1節 国庫負担等 …… 83 34
第1項 国庫負担 …… 83
第2項 基礎年金拠出金 …… 85
第2節 保険料・付加保険料 …… 88 38
第1項 保険料 …… 88
第3節 保険料の免除・追納・後納・滞納処分等 …… 103 44
第1項 保険料の免除 …… 103
第2項 追納 …… 120
第3項 後納保険料 …… 125
第4項 滞納に対する措置 …… 127
演習問題 ／ 132

過去問全肢解析講座テキスト

第4章 給 付 137 60

第1節 給付の種類等 …… 139 60
第1項 給付の種類及び裁定 …… 139
第2節 老齢基礎年金 …… 142 60
第1項 支給要件等 …… 142
第2項 保険料納付済期間及び保険料免除期間 …… 145
第3項 合算対象期間 …… 149
第4項 受給資格期間の短縮特例 …… 157
第5項 年金額 …… 159
第6項 老齢基礎年金の支給の繰上げ …… 171
第7項 老齢基礎年金の支給の繰下げ …… 175
第8項 失権等 …… 181
第3節 障害基礎年金 …… 183 84
第1項 支給要件等 …… 183
第2項 併合認定 …… 201
第3項 年金額 …… 204
第4項 支給停止及び失権 …… 211
第4節 遺族基礎年金 …… 216 98
第1項 支給要件等 …… 216
第2項 年金額 …… 224
第3項 支給停止及び失権 …… 227
第5節 独自給付 …… 233 108
第1項 付加年金 …… 233
第2項 寡婦年金 …… 236
第3項 死亡一時金 …… 242
第4項 脱退一時金 …… 248
演習問題 ／ 252

過去問全肢解析講座テキスト

第5章 国民年金事業の財政・年金額の改定 261 128

第1項 国民年金事業の財政 …… 263
第2項 年金額の改定 …… 268

過去問全肢解析講座テキスト

第6章 給付通則 277 130

第1項 支給期間・未支給年金・受給権の保護等 …… 279

第２項　内払処理・充当処理 …… 287
第３項　併給調整 …… 290
第４項　給付制限等 …… 293

第7章　積立金・国民年金事業の運営改善に関する規定　297

過去問全肢解析講座テキスト 140

第１項　積立金の運用 …… 299
第２項　国民年金事業の運営改善に関する規定 …… 301

第8章　国民年金基金及び国民年金基金連合会　303

過去問全肢解析講座テキスト 142

第１項　国民年金基金の業務・設立等 …… 305
第２項　管理・解散、合併及び分割 …… 310
第３項　加入員及び給付の水準 …… 318
第４項　国民年金基金連合会 …… 323

第9章　不服申立て・時効・罰則等　327

過去問全肢解析講座テキスト 150

第１項　不服申立て …… 329
第２項　時効等 …… 332
第３項　雑則・罰則 …… 334
演習問題 ／ 340

国民年金法　条文 ／ 344

索　引 ／ 385

序章

過去問全肢解析講座▶テキスト２頁

公的年金制度の沿革と仕組み

社会保険労務士試験において、いわゆる年金二法（国民年金法及び厚生年金保険法）の占める比重は非常に大きい。択一式問題では、国民年金法が10問、厚生年金保険法が10問出題されるだけでなく、社会保険一般常識科目（いわゆる社一）においても出題されることがあるので、択一式の約３割を年金二法が占めることになる。

したがって、年金二法を苦手科目とするわけにはいかないが、そのためには日本の公的年金制度の沿革を知ることが重要である。そもそも社会保険科目において沿革問題はよく出題されるが、公的年金制度は複雑な経過措置が多く、過去の法制度（旧法）からまさに現在の法制度までが理解されていないと、その仕組みが理解できないようになっているからである。

そこで、本格的な年金二法の学習を始める前に、公的年金制度のおおまかな沿革と仕組み等について概観していこう。

第１項　公的年金の沿革

1 ■ 第２次大戦前の状況

１．恩給制度から厚生年金保険法へ

わが国の公的年金制度のはじまりは、明治初期にできた恩給制度である。恩給制度は明治８年の海軍退隠令、明治９年の陸軍恩給令によって、まず軍人恩給制度として確立され、明治17年の官吏恩給令によって一般官吏にまで拡大された。そして、**大正12年**制定の**恩給法**によってこれらの制度が統一された。

民間企業では、明治38年に鐘紡共済組合ができ、医療制度や年金制度が運用されるようになった。鐘紡共済組合の年金制度は、男子満15年、女子満10年勤務した場合に対して、退社後15年間年金を支給するというものであり、保険原理に基づいた仕組みではないが、わが国における民間労働者を対象とした年金制度の先駆けといってよい。

さて、政府が保険者となり、民間労働者を対象とした保険原理に基づく年金保険制度は、**昭和14年**に制定された**船員保険法**が最初である（昭和15年施行）。〈H９〉

船員保険法は、日華事変（支那事変）を契機とした戦時体制下にあって、物資等の海上輸送を担う船員の確保を目的としていたが、過酷な労働にあって引退年齢も早かったことから、医療保険制度等のみならず年金保険制度をも兼ねた総合保険制度であった。船員保険法における養老年金（現在の老齢

年金）や廃疾年金（現在の障害年金）は、社会保険方式による日本最初の公的年金制度となった。

船員保険法に次いで、労働力の維持増進や戦費調達のため、工場等で働く男性労働者を対象にして、昭和16年に**労働者年金保険法**が制定された（**昭和17年6月施行**）。労働者年金保険法もまた、健康保険法と同様に**ドイツの制度に倣ったもの**だといわれている。労働者年金保険法の制定は、戦時下の暗い世相において、「労働者の恩給」と呼ばれ、工場や鉱山等の労働者に安心感と夢を与え、士気を高揚させる明るいニュースであったと言われている。制度発足当初の適用事業所数は約6万、被保険者数は約350万人であった。

しかし、戦局の悪化により、さらなる戦費調達が必要となったため、**昭和19年**、事務職男性や女性労働者にまで適用対象を拡大し、また、名称を「労働者年金保険法」から「**厚生年金保険法**」へと改めた。これをもって、民間の被用者年金制度がほぼ確立された。〈H 9〉

＊ちなみに、当時の厚生年金保険法は、婚姻をも保険事故とし、3年以上被保険者期間がある女性が結婚したときは、平均報酬月額の6か月分の結婚手当金が支給されていましたが、終戦直後に廃止されました。

2 ■ 第2次大戦後の状況

1．国民年金法の制定

昭和22年、GHQの招聘により来日したワンデル博士を団長とするアメリカ社会保障制度調査団の調査報告書に基づき、昭和23年12月に「**社会保障制度審議会**」が設立された。〈H12社選〉

社会保障制度審議会は、昭和25年に「**社会保障制度に関する勧告**」を公表した。

Column　社会保障制度に関する勧告（昭和25年）

社会保障制度審議会は、省庁再編がなされた平成13年1月6日に廃止されましたが、社会保障制度に関する貴重な勧告をいくつか公表しています。中でも昭和25年勧告は有名で、平成12年度の社労士試験にも出題されました。

昭和25年勧告は、イギリスのベヴァリッジ報告（1942年）の影響を受け、その総説で「国民が困窮におちいる原因は種々であるから、国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために**国民の自主的責任の観念**を害することがあってはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醵出せしめるところの社会保険制度でなければならない」として、社会保険中心主義を提唱しています。〈H12社選〉

昭和20年代後半から、新憲法に基づく民法改正により核家族化が進み、老人問題が発生するようになった。また、**昭和29年**には、受給資格期間について戦時加算のついた坑内労働者について養老年金の受給権者が発生することに備え、厚生年金保険法が全面改正された。厚生年金保険法の全面改正を終了させた政府は、国民皆年金の理念に基づき、老人問題を解決するとともに、自営業者や農林水産業従事者などといった厚生年金保険等の被用者年金制度に加入できない者を対象として、**昭和34年**に**国民年金法**を制定した。

まずは、保険料を支払うことなく年金が受けられる**無拠出制（全額税負担）の福祉年金**から始まり、**昭和34年11月1日**から施行された。そして、昭和34年11月1日現在で70歳を超える一定の者に対して、**老齢福祉年金**を支給した。ちなみに、第1回目の老齢福祉年金は、昭和34年11月から翌年2月までの4か月分を昭和35年3月に郵便局で支払った。〈H15選・19〉

なお、当時の福祉年金としては、老齢福祉年金の他に、**障害福祉年金**、**母子福祉年金**があった。その後、祖母と孫、姉と弟妹など母子家庭に準じた状態にある者に対して支給する「**準母子福祉年金**」が追加された。〈H16選〉

次いで、**昭和36年4月1日**からは**拠出制国民年金**の給付が開始され、これにより、わが国の「**国民皆年金体制**」が確立された。また、これに併せて、複数の公的年金制度の加入期間を通算して年金を支給する**通算年金制度**も実施された。〈H12選・19〉

語句解説

「通算年金制度」とは、厚生年金保険と共済組合等の被用者年金制度間において移動があった場合には、厚生年金保険と共済組合員等期間とを合算して20年あれば受給資格期間を満たすものとされ、厚生年金保険と共済組合等からそれぞれ通算老齢年金が支給され、また、被用者年金制度と国民年金との間で移動があった場合には、国民年金の被保険者期間と被用者年金制度の被保険者等期間とを合算して25年あれば、国民年金と被用者年金制度からそれぞれ通算老齢年金が支給されるという制度でした。ここで、「受給資格期間」については、平成29年8月1日から大きな改正がありましたので、後で詳しく学習します。今は、老齢年金給付（老齢基礎年金や老齢厚生年金）を受給するために必要な保険料を納付すべき最低年数のことだとイメージしておいてください。

2．新法の年金

国民皆年金が実現され、通算年金制度があったとはいえ、国民年金制度と厚生年金保険制度、各種共済組合における年金制度とは別個の制度であり、加入している制度により年金給付水準や保険料負担に不公平が生じるおそれがあった。

また、学生等や会社員の妻などについては、国民年金の強制加入被保険者からは除外し、任意加入としていたため、これらの者が障害を有したときや離婚したときなどの保護に欠けるという批判が強かった。

そこで、**昭和60年**の年金関連法大改正により、すべての国民が国民年金の対象とされた。国民年金を基礎として（**基礎年金**）、その上に被用者年金制度が乗っかるという形になるため、「**2階建て年金**」と呼ばれることがある。つまり、厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の被保険者であることとされ、その配偶者（妻）も国民年金の強制加入被保険者とされた。学生等が国民年金の強制加入被保険者とされたのは**平成3年4月1日**のことである。この年金関連法大改正の施行日が**昭和61年4月1日**であったことから、昭和61年4月1日以後に適用される年金関連法を「**新法**」、昭和61年4月1日前に適用されていた年金関連法を「**旧法**」と呼ぶ。

拠出制の国民年金法が施行され国民皆年金制度が確立された「昭和36年4月1日」と、基礎年金が導入された新法施行日と呼ばれる「昭和61年4月1日」は、必ず覚えておくこと！

3．被用者年金制度の一元化

昭和61年4月1日から新法が施行され、民間企業の厚生年金保険の被保険者も公務員などの共済組合等も同時に国民年金の被保険者とされたが、厚生年金保険と共済組合等との年金給付水準の官民格差に批判が強まり、**平成27年10月1日**に、共済組合等の組合員を厚生年金保険の被保険者とすることとし、共済年金は厚生年金保険に統合された。これを「**被用者年金制度の一元化**」と呼ぶ。

※細かく言うと、平成9年4月1日には、ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴの各共済組合が、平成14年4月1日には、農林漁業団体職員共済組合が、すでに厚生年金保険に統合されていた。

3 ■ 公的年金制度の仕組み

1．公的年金制度の財政方式

公的年金制度は、**老齢、障害、死亡**などを保険事故とし、老齢や障害による稼得能力の低下、所得の喪失、又は被扶養利益の喪失等のリスクに社会全体で備えるための仕組みであり、原則として保険料を納付することで、必要なときに給付を受けることができる**社会保険**の１つである。

また、現役世代が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い（**世代間扶養**）」という「**賦課方式**」という財政方式で運営されている。〈H13選・14社選〉
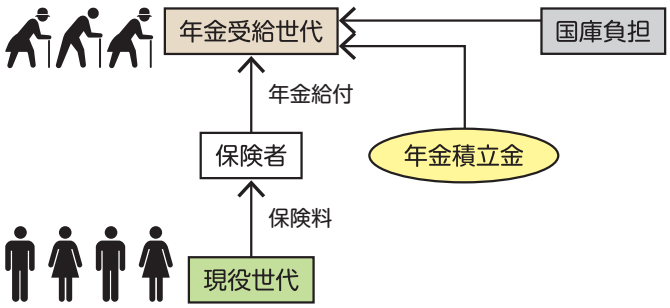
ただし、過去からの**年金積立金**が残っており、当該年金積立金を取り崩しながら運用しているため、完全な賦課方式（完全賦課方式）といえるわけではなく、「**修正積立方式**」とか「**修正賦課方式**」と呼ばれることもある。